

# 令和2年度 南房総市立三芳中学校「学校いじめ防止基本施策」

## 1. いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置（傍観）することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は、物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、当該生徒が心身の苦痛を感じている事象をさす。（「いじめ防止対策推進法」第2条）けんかやふざけ合いであっても、心身に影響を与える要素があれば、いじめとして認知し、対応する。

具体的ないじめの内容は、以下のことが主に挙げられる。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる。
- ・金品を盗られたり、壊されたり、たかられたりする。
- ・嫌なことや恥づかしいこと、危険なことを強要されたりする。
- ・パソコンや携帯電話（スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他活動に取り組むことができるよう、保護者、各関係機関等と連携を図りながら、学校全体でのいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、防止に努める。

## 2. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア いじめ防止等の対策のための組織

##### ①生徒指導委員会（週1回開催 「いじめ対策委員会」を兼ねる）

**【構成員】** 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭

SC（スクールカウンセラー）、学校教育相談員 ※緊急の場合：該当生徒の学級担任を加える

##### **【活動内容】**

- ・全校生徒の状況把握、及び、今後の方針の検討。
- ・いじめの早期発見、防止に関する手立ての検討。
- ・いじめ事案に対する、状況把握、対応の検討。

## ②不登校対策委員会（月1回開催）

**構成員** 校長，教頭，教務主任，長欠対策担当，養護教諭

SC（スクールカウンセラー） ※緊急の場合：該当生徒の学級担任を加える

### 【活動内容】

- ・長欠及び，長欠傾向のある生徒についての対応の検討。
- ・SCからの専門的なアドバイスによる，具体的な対応方法の検討。
- ・必要に応じ，関係機関とのケース会議の実施。

## ③職員会議（月1回開催）

- ・全職員で生徒の現状や指導についての共通理解を図る。

## イ いじめ等の未然防止のための取組

### ①職員の共通理解

- ・「いじめは決して許さない」姿勢を，日々の教育活動を通じて生徒に示す。
- ・「いじめ」の構造や対処について理解を深め，自己の言動や指導姿勢の振り返りを行う。

### ②学級経営・教科指導の充実

- ・学級活動や学校，学年行事の中で，自己有用感を高める。
- ・「わかる授業，できる授業」の実践に努め，自己の言動や指導姿勢の振り返りを行う。

### ③道徳教育・人権教育の充実

- ・すべての教育活動において道徳教育を実践し，思いやりの心を育てる。
- ・人権作文を通して，人権について考える場を設ける。

### ④児童，生徒活動を通じた健全な集団の育成

- ・リーダーとフォロアーを育成し，自治能力を高める。

### ⑤教育相談体制の構築

- ・全生徒を対象に，年3回の教育相談を実施する。  
第1回：5月（学級担任） 第2回：10月（全職員） 第3回：2月（全職員）
- ・全生徒を対象に，SC（スクールカウンセラー）による，教育相談を実施する。  
SC・教育相談担当の計画の元，年間を通じて行う。

### ⑥インターネット（SNS）上でのいじめ防止

- ・情報モラル教室や家庭教育学級で，インターネット等での利用に関する啓発活動を行う。
- ・学級での学級指導，集会やPTA等で全体指導や個別面談を行う。

## ウ いじめの早期発見のための取組

①いじめアンケート調査（生徒・保護者） → 年3回（5月，10月，2月）

②生活アンケート調査（生徒） → 年3回（5月，10月，2月）

※アンケートについては，5年間保存とする。

③教育相談旬間（生徒） → 年3回（5月，10月，2月）

5月：学級担任による面談

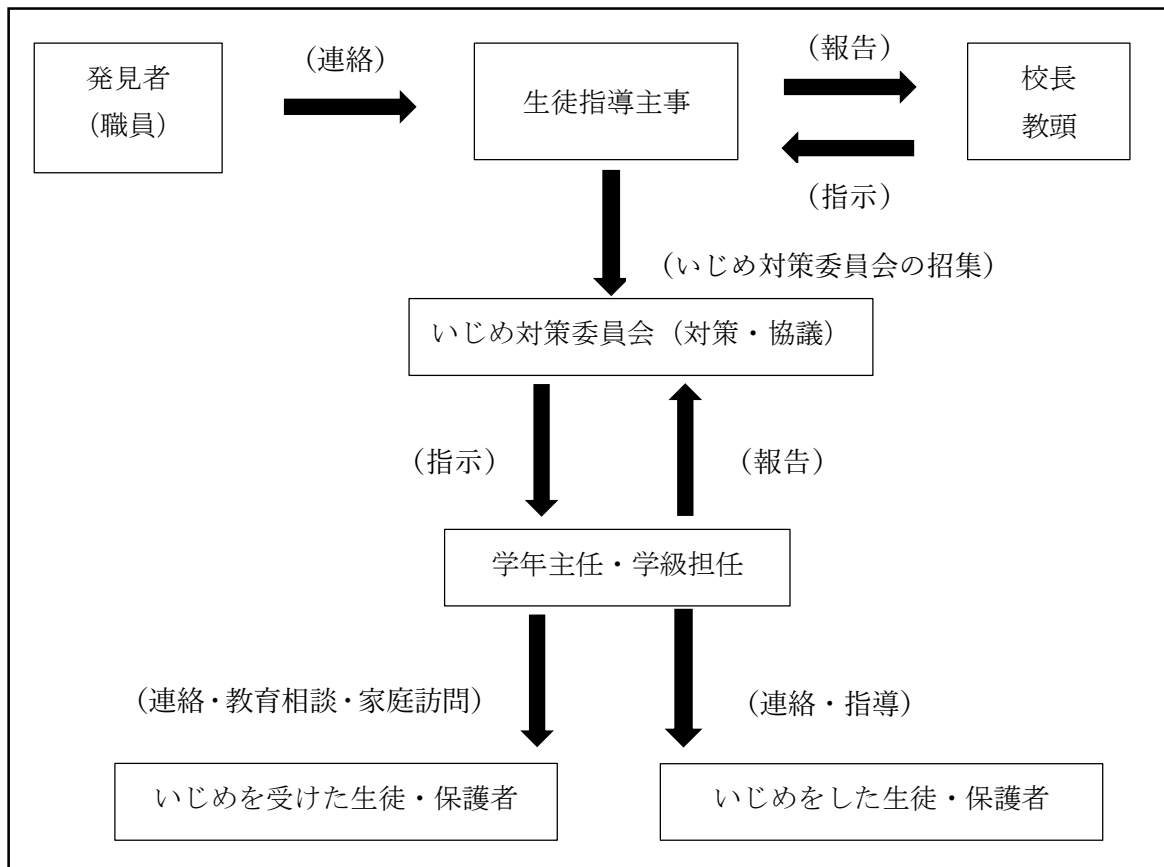
11月・2月：全職員による面談

④SC（スクールカウンセラー）による面談（生徒）

SC・教育相談担当の計画の元，年間を通じて実施する。

### 3. いじめ事案に対する対応

#### (1) 校内指導体制



#### (2) 対応内容

- ① いじめまたは、その可能性があることの発見・相談を受けた場合は、速やかに事実の有無並びに内容の確認を行い、校長（教頭）に報告する。
- ② いじめまたは、その可能性がある事実が確認された場合は、校長（教頭）に報告し、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- ③ いじめまたは、その可能性がある事実が確認された場合は、直ちにいじめを止めさせ、再発を防止するために継続的な支援・指導・助言を行う。
  - ・いじめを受けた生徒、保護者に対する支援。
  - ・いじめを行った生徒への指導と、その保護者への助言。
  - ・教育委員会（教育相談センター）等、関係機関との連携を定期的に行い、必要に応じてケース会議を実施。
- ④ いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱ういじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。
- ⑥ いじめが起きた集団・傍観者への適切な働きかけと指導を行う。

### (3) 重大事態への対処

#### <重大事態の定義>

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(「いじめ防止対策推進法」第28条より一部抜粋)

#### <具体的な対処内容>

- ① 重大事態が発生した旨を、南房総市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心とし、事実関係を明確にするための調査、対応の検討、及び対処を行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

### (4) いじめの解消

#### (国基本方針)

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間を継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び、保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り、その安全、安心を確保する。いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、全職員で見守り、支援する。
- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び、加害生徒については、日常的に注意深く観察する。
- ・いじめをきっかけとして不登校に陥った生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該生徒への不登校対策に取り組む。
- ・いじめ事案の解決においては、いじめの加害、被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導についても、学級活動や授業、日常生活の中で組織的に指導する。